様式第５号（第13条関係）

（表面）

第　　号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第18条第２項の身分証明書

写真

職名又は官職
氏名
生年月日　　年　月　日

年　月　日発行

都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあっては都道府県教育委員会，支給対象高等学校等が国，独立行政法人又は国立大学法人の設置するものである場合にあっては文部科学大臣）　印

（裏面）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（抄）

（報告等）

第18条　都道府県知事は，この法律の施行に必要な限度において，受給権者，その保護者等若しくは支給対象高等学校等の設置者（国及び都道府県を除く。）若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に対し，報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ，又は当該職員に質問させることができる。

２　前項の規定による質問を行う場合においては，当該職員は，その身分を示す証明書を携帯し，かつ，関係者の請求があるときは，これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第21条　偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた者は，３年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし，刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは，同法による。

２　第18条第１項の規定による命令に違反して，報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず，若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし，又は同項の規定による当該職員の質問に対して，答弁せず，若しくは虚偽の答弁をした者は，30万円以下の罰金に処する。

３　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関して，前２項の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても，当該各項の罰金刑を科する。

備考　この用紙の大きさは，日本工業規格Ａ７とする。

○文部科学省令第十四号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

第一条　文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第１号）の一部を次のように改正する。

第九条（見出しを含む。）中「情報化推進室」を「情報システム企画室」に改める。

第二十七条の見出し及び同条第１項中「、幼保連携推進専門官」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第五十八条の見出し及び同条第１項中「、研究協力専門官」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第六十九条第１項中「１人」を「２人」に改める。

第七十二条の見出し中「スポーツ連携室」を「障害者スポーツ振興室並びにスポーツ産業連携専門官」に改め、同条第１項中「スポーツ連携室」を「障害者スポーツ振興室並びにスポーツ産業連携専門官」に改め、「スポーツ指導専門官」の下に「それぞれ」を加え、同条第２項及び第３項を次のように改める。

２　障害者スポーツ振興室は、障害者スポーツの振興に関する事務（競技スポーツ課及び参事官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　障害者スポーツ振興室に、室長及び障害者スポーツ推進専門官１人を置く。

第七十二条中第五項を第六項とし、同条第四項中「スポーツ団体」の下に「（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。）」を、「助言」の下に「（競技スポーツ課及び参事官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の１項を加える。

４　障害者スポーツ推進専門官は、障害者スポーツの振興に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（競技スポーツ課及び参事官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

第七十三条の見出し及び同条第１項中「及び」の下に「オリンピック・パラリンピック室並びに」を加え、同条第二項中「事務」の下に「（オリンピック・パラリンピック室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第三号中「オリンピック競技大会」の下に「、パラリンピック競技大会」を加え、同条第四項及び第五項中「助言」の下に「（オリンピック・パラリンピック室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第六項中「オリンピック競技大会」の下に「、パラリンピック競技大会」を「助言」の下に「（オリンピック・パラリンピック室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

７　オリンピック・パラリンピック室は、平成三十二年に開催される第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会に関する事務をつかさどる。

８　オリンピック・パラリンピック室に、室長を置く。

第八十七条の見出し及び同条第１項中「アイヌ文化振興専門官」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「専門的事項」の下に「（文化部の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項中「（特定外国文化財管理調査官の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

附則第六条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則に次の一条を加える。

（スポーツ・青少年局競技スポーツ課オリンピック・パラリンピック室の設置期間の特例）

第七条　スポーツ・青少年局競技スポーツ課オリンピック・パラリンピック室は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。